議案第52号 説明資料

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例						改正条例						
〇幕別町手数料条例 (平成12年3月24日 条例第13号)						〇幕別町手数料条例 (平成12年3月24日 条例第13号)						
第1条~第7条 略							第1条~第7条 略					
別表	別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
番号	手数料を徴収する事務	手数料			松田	番号	工粉型と独加子で声数	手数料			松冊	
		名称	金額	徴収時期	摘要	号	手数料を徴収する事務	名称	金額	徴収時期	摘要	
H	略					略						
30 Ø 3	略	略	略	略		30 Ø 3	略	略	略	略		
30 <u>Ø</u> 4	行政手続における特定 の個人を識別するため の番号の利用等に関す る法律に規定する個人 番号、個人番号カー ド、特定個人情報の提 供等に関する省令第28 条第1項に基づく個人 番号カードの再交付 (個人番号カードの追 記欄の余白がなくなっ たときその他の再交付 がやむを得ないものと	個人番号カ ード再交付 手数料	1枚につき 800円	交付のとき								

現 行 条 例	改 正 条 例
して、町長が認めた場合を除く。)	
略	略